

健保だより

健康についてご家族皆さんで話してみませんか。



近畿日本鉄道健康保険組合 No.128

●「健保だより」のバックナンバーは当健保ホームページ「健保だより」で。

ホームページ URL <https://www.kintetsu-kenpo.or.jp>



マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。



申込方法は
特設ページでも
確認できます!



https://myna.go.jp/html/hokensyoriyu_top.html



医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに 置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。

令和5年4月から

より多くの医療機関等で
マイナンバーカードでの
受診が可能に

このステッカーを貼っている
医療機関・薬局で利用可能です!



厚生労働省
ホームページ

令和6年秋から

健康保険証が廃止となり、
マイナンバーカードでの受診が基本に



- マイナンバーカードでの受診が可能な医療機関等は、上記「厚生労働省ホームページ」の二次元コードのほか、以下のURLまたは検索でご確認ください。

医療機関・薬局のリストがExcelデータで掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局」で検索

- 令和6年秋から健康保険証が廃止されることとなりました。

なお、具体的な期日、廃止後の健康保険証の取扱いなどについて現在ご案内できる情報はございません。

今後詳細が明らかになりましたら、当健保ホームページ、「健保だより」、被保険者の所属事業所、「Pep Up」などを通じてご案内させていただく予定です。

医療機関・薬局でマイナンバーカードを一度使ってみませんか？

マイナンバーカードを健康保険証として使うと〇〇〇



どんないいことがあるの？

より良い医療が可能に！



本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる！

自身の健康管理に役立つ！

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる！



オンラインで医療費控除がより簡単に！

マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに！



カードリーダーのある医療機関等でマイナ保険証を利用したとき、初診料等が低くなる！さらに、災害時にも利用可能！

手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される！



健康保険証としてずっと使える！

就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える！医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続きが必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー(12桁の数字)を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



マイナンバーカードで受診するための準備

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

申請 ※以下から選択

1
スマホから パソコンから
オンライン申請

2
証明写真機から

3
郵送

受け取り

①ハガキが届く
②受け取りに行く

詳しくはこちら

マイナンバーカード総合サイト

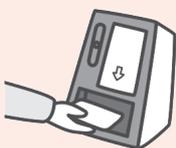


2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です

医療機関で

- 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込みます



スマホから

- 下記3つを準備 **マイナポータル**
 - ①マイナンバーカード
 - ②マイナンバーカード読取対応のスマホ
 - ③アプリ「マイナポータル」のインストール
- STEP 1** 「マイナポータル」を起動する。
STEP 2 「申し込む」をタップする。
STEP 3 利用規約等に同意する。
STEP 4 マイナンバーカードを読み取る。

iPhone Android

セブン銀行 ATM で

- 必要なものはマイナンバーカードのみ！

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証利用の申込み



マイナンバーカードでの 受診前には登録情報の確認を！

ご自身の健康保険証情報が
システムに正しく登録されているか確認をお願いします。

スマホ等のマイナポータル(わたしの情報)上でご確認いただけます。



◆令和5年8月8日第2回マイナンバー情報総点検本部資料一部加工

初めての利用時など、登録が完了しているかどうかわからない状態で受診する場合は、
念のため、マイナンバーカードとあわせて健康保険証を携行してください。

医療機関等にある顔認証付きカードリーダー上での健康保険証利用登録時は、 このような画面が表示されます

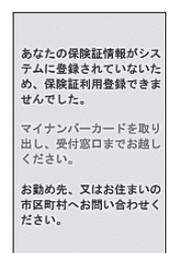
医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダー上で利用登録を行った場合も、利用登録が正常に完了しているか否かを確認することができます。

- ▶ 登録が正常に完了している場合は、「マイナンバーカードの保険証利用登録が完了しました。」と画面に表示されます。
- ▶ データ登録に時間を要している場合は、「あなたの保険証情報がシステムに登録されていないため、保険証利用登録できませんでした。」と画面に表示されます。

正常に完了した場合



データ登録に時間を要している場合



◆厚生労働省 HP 掲載資料一部加工

ご不明な点がある場合や情報が正しく登録されていない場合は、
マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)もしくは
当健保組合(06-6775-3455)にお問い合わせください。

健保加入者の皆様のご意見にお答えします

(過去のお答えは当健保ホームページ「健保だより」でご覧になれます。)

いつもたくさんのご意見をお寄せくださり、ありがとうございます。

ご意見は少しでも今後の取組に活かしてまいります。実現が難しいものも今後に向けての課題として大切に承ります。

ご意見

マイナンバー保険証について大規模な確認作業をされてましたが、その結果はどうだったのか、何ひとつ掲載されていなかったのが不審に感じました。

お答え

マイナンバーについては一連のマスコミ報道にもあったとおり、国のオンライン資格確認等システムへのデータ誤登録の事象が発生したため、国が全国民の情報登録状況について総点検を実施することとなりました。

これをうけ健保組合や国民健康保険、後期高齢者医療など全ての医療保険者では、国の点検確認基準に基づき、過去の一定時期以降に保険資格を取得した全ての加入者について総点検を行うこととなりました。

当健保では、国が定めた点検確認要件の該当者は合計581名でした。

このたびご意見をくださった方をはじめ点検対象者となった皆さんには、総点検の際は急遽、確認のお願い状により極く限られた期間内での所定文書の提出をお願いし、大変ご面倒をおかけいたしました。

総点検の結果、当健保においてマイナンバーが別の人物にひも付けられた誤登録事象は一切ございませんでした。

皆様のお陰をもちまして確認作業は滞りなく終え、国への報告を完了することができました。ここに

あらためて御礼申し上げます。



総点検の際、皆さんへのお願い状一式の配布をご依頼した所属事業所の事業主様には、その後の点検結果をご報告いたしました。なにより総点検にご協力くださった皆さんにご報告することなく、今に至りましたことは甚だ失礼なことと深く反省し、心よりお詫び申し上げます。

ご指摘をうけまして、点検対象者の皆さんには本号での公表に先立ち、点検確認作業へのご協力の御礼、ご報告並びにお詫びの書状をお送りさせていただきました。

当健保ではこれまでから法令に基づき適切な個人情報取り扱いを行ってまいりました。

今後も引き続き、健保加入者の皆さんの基本情報を正確に国のオンライン資格確認等システムに登録し、皆さんがマイナンバーカードを健康保険証としてスムーズにご利用いただき、国が進める医療DXのメリットをご享受いただけるよう努めてまいります。

ご意見

今のマイナカードの医療費について(持っている人、持っていない人、医療費が違うと聞いた)

お答え

マイナンバーカードを健康保険証として利用した場合、医療機関がオンラインで薬剤情報などの患者情報を確認でき、問診等の業務負担が減ると考えられることから、下表のとおり

医療費の加算の窓口負担が低くなるとされています。

この場合、薬剤情報などの提供について同意が必要です。同意がない場合、従来の保険証で受診した際と同じ負担となります。

令和5年4月～12月

医療費の加算

	初診	再診	調剤
マイナンバーカード利用	20円	0円	10円
従来の保険証利用	60円	20円	40円

令和6年1月～

医療費の加算

	初診	再診	調剤
マイナンバーカード利用	20円	0円	10円
従来の保険証利用	40円	0円	30円

※患者負担は上記金額の2割または3割。加算があるのは同一医療機関において月1回、調剤は6か月に1回。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

近畿日本鉄道健康保険組合（以下「当組合」といいます。）は、加入者個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に保護する観点から、以下の取り組みを推進します。

- ① 当組合は、取得した加入者の個人情報について、適切な安全措置を講じることにより、加入者の個人情報の漏えい、紛失、き損又は加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。
- ② 当組合は、加入者からご提供いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためのみに使用いたします。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用いたします。
- ③ 当組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」といいます。）については、本人の同意の有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供いたしません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。
- ④ 当組合は、職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施するほか、個人情報取扱責任者および個人情報保護管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めます。
- ⑤ 当組合がその業務を委託する場合には、より個人情報の保護に配慮したものに見直し・改善を図ります。業務委託契約を締結する際には、業務委託の相手としての適格性を十分審査するとともに、契約書の内容についてもより個人情報の保護に配慮したものとします。
- ⑥ 加入者が、加入者の個人情報の照会、修正等を希望される場合、当組合までご連絡いただければ、合理的な範囲ですみやかに対応させていただきます。

窓 口 近畿日本鉄道健康保険組合 TEL 06-6775-3455

受付時間 9:10～18:00（土曜、日祝日、年末年始を除く）

- ⑦ 当組合は、加入者の個人情報の取扱いに関係する法令その他の規範を遵守するとともに、本プライバシーポリシーの内容を継続的に見直し、改善に努めます。

●当組合が保有する個人情報の例

適用関連：被保険者等の記号・番号、氏名、生年月日、性別、個人番号、住所、電話番号、メールアドレスなど

保険給付（現物）関連：診療報酬明細書（レセプト）記載情報

保険給付（現金）関連：療養費・傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金などの関連

保健事業関連：特定健診・特定保健指導関連

●個人情報保護に要する被保険者等の同意の取扱い

厚生労働省等からの通知「健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、健保加入者にとって利益となるものなどに限り、「黙示による包括的同意」が得られているものとして取り扱います。これに同意されない方はいつでも当組合までお申し出ください。またいつでもお申し出内容を変更することが可能です。

詳しくは、当組合HP「個人情報保護方針」の本項目をご覧ください。

●当組合の通常業務で想定される個人情報の主な利用目的

1. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的
2. 保険料の徴収等に必要な利用目的
3. 保健事業に必要な利用目的
4. 診療報酬の審査・支払いに必要な利用目的
5. 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的
6. その他健康保険組合の運営業務の維持・改善に必要な利用目的
7. 特定個人情報の他の医療機関・行政機関との情報連携における利用目的
8. オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的

どうなる?! 私や家族のからだ どうする?! 健診

令和5年度も残り少なくなってきました。「健診はそのうちいつか」が「もう今さら」「今年は見送り」にならないように。病魔の進行は季節を選びません。

思い立ったが受診どきです。特定健診、人間ドック、脳ドック、婦人科検診、生活習慣病健診で、見えないからだのリスクをチェックしましょう。

健診は、補助金充実！申込手續カンタン！の「ハピルス健診」で。

健診内容により申込期限は2つ(令和6年1月20日、同年2月29日)に分かれています。ご注意ください！



「ハピルス健診」の利用方法(1または2)

1

(1) PC・スマホで近鉄健保専用画面にアクセス
▶ <https://kenshin.happylth.com/kintetsu>

(2) 電話で「ハピルス健診」予約受付センターへ
(平日・土曜 / 10時～18時 ※年末年始は除く)

※初回ログイン時のみ、
加入者情報について
会員登録してください。



フリーダイヤル **0800-9199-017** 有料 **03-6746-5070**

予約受付センター(運営:(株)ベネフィット・ワン)が希望の健診機関と日程を調整します。日程確定後、PC・スマホでお申込みの方へはメールにて、電話でお申込みの方へはハガキにて、同センターからご連絡します。

2

希望の健診機関(「ハピルス健診」提携機関、提携内容が必須。)に直接予約したのち、上記予約受付センターにその旨ご連絡ください。(ご連絡がないまま受診した場合、補助金は支給されません。)

「ファミリー健康相談」 まずはスマホに専用フリーダイヤルのご登録を!

日常や旅行先などでの急病の心配、職場や家庭での問題から起こるストレスなど、体や心の健康についてお悩みがあれば、保健師、看護師、管理栄養士などの経験豊かなスタッフが的確にアドバイスします。

お名前はお聞きしませんので、お気軽にご利用ください。

相談料・通話料 **無料** プライバシー **厳守**

24時間無料の「からだの電話健康相談」

■ ファミリー健康相談 サービス番号 ①

ご利用者 被保険者・被扶養者

受付時間 年中無休・24時間

WEB相談もご利用ください

<https://familycare.sociohealth.co.jp/>

※上記サイトで、下記専用フリーダイヤルの11ケタを入力しログインしてください。



三大疾病などにかかった場合の「名医紹介サービス」

■ ベストドクターズ®・サービス サービス番号 ⑤

ご利用者 被保険者・被扶養者

受付時間 月～土曜10時～21時 (日曜・祝日・年末年始は休み)

「こころの電話健康相談」

■ メンタルヘルスカウンセリング

面接予約窓口 サービス番号 ②

電話カウンセリング サービス番号 ③

電話予約窓口 サービス番号 ④

ご利用者 被保険者・被扶養者

受付時間 月～土曜10時～20時

(日曜・祝日・年末年始は休み)

*電話カウンセリングは10時～22時

電話予約窓口は10時～18時



「こんなとき…」は
お電話ください

子どもが急に
熱を出した

どの診療科に受診すべきか
わからない

病気がなかなか
よくならない

仕事でストレスが
たまる

育児・介護が
つらい

携帯電話に
登録してね!

専用
フリーダイヤル

0800-7009-885

電話のガイダンスに従って、上記サービス番号
①～⑤を選んでください。

この事業は株式会社法研に委託しています。

新型コロナウイルス感染症の**治療薬**について 令和5年10月から 窓口での負担が生じます



新型コロナウイルス感染症治療薬(経口薬のラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ、点滴薬のベクルリー)の薬剤費は、9月末で全額公費負担(窓口負担なし)の運用が終了します

10月以降

医療費の自己負担割合に応じて、上記治療薬の薬剤費として、以下の窓口負担をお願いします
(これを超える部分は、公費で負担します)

3割の方	9,000円
2割の方	6,000円
1割の方	3,000円

※各治療薬共通

- ※ 治療薬は、医師が必要と判断した方に使用されます
- ※ 薬剤費以外の医療費(診察料、処方料、調剤料等)は、5類感染症に移行した令和5年5月8日以降と同様の取扱い(窓口負担あり)となります

令和5年10月以降の
公費支援等について
(厚生労働省HP)



「Pep Up」の「健康レシピ」を検索してみた!

全2,326品目



「Pep Up」未登録の方はまずご登録を！ 登録方法は、このページ下段「アンケートにお答えください」内「※アンケート回答の前に…」のとおりです。

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額について

任意継続被保険者の保険給付および保険料の算定基礎となる標準報酬月額は、被保険者資格喪失時（退職時）の標準報酬月額です。ただし、その上限額は、前年9月30日の全被保険者の標準報酬月額の平均額により算出した標準報酬月額です。

このたび令和6年4月1日より、その上限額は34万円（24等級）から36万円（25等級）に改定されますのでお知らせします。

また現在、任意継続被保険者で、被保険者資格喪失時（退職時）の標準報酬月額が36万円以上であった方は、令和6年4月1日より標準報酬月額が36万円に改定されますので、併せてお知らせいたします。

「健保だより 2023 秋号」アンケート当選者

抽選の結果、大阪市のT・Tさん、西宮市のM・Yさん、他48名の方が当選されました。

当選された皆さんにはすでに、健康ポータルサイト「Pep Up」で商品と交換できる「Pep ポイント」1,000 ポイントを進呈させていただきました。

アンケートにお答えください

二次元コードを読み取り、健康ポータルサイト「Pep Up」の「アンケートフォーム」からお答えください。下記URL、あるいは「Pep Up」ホーム画面・「健保だよりアンケート」からでもお答えいただけます。



抽選で1,000円相当の「Pepポイント」をプレゼントさせていただきます。

<https://pepup.life/surveys/8165>

回答締切

令和6年1月22日

※アンケート回答の前に…

「Pep Up」の利用登録がお済みでない方は、当健保組合までお知らせくださるか、二次元コードを読み取り、「ユーザー登録申請フォーム」からお知らせください。

「本人確認用コード」を記載した登録用資料をご自宅へお送りさせていただきます。（TEL: 06-6775-3455 近鉄社線: 82-2648）

「Pep Up」の利用登録対象は全被保険者と30歳以上（本年度末）の被扶養者です。

